

令和 2 年度第 2 1 回庁議提案 **審議**・報告・その他
 提 出 日：令和 3 年 2 月 8 日
 担当部・課：福祉部福祉総務課〔内線 2 4 5 5〕

① 件 名				
外出支援サービス事業の見直しについて				
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）				
<p>【背景】 外出支援サービス事業は、一般の交通機関を利用することが困難な在宅高齢者が、通院等の利用目的で寝台車等を利用した場合、利用料金の一部を助成するものであるが、利用できる事業者が限定されていることから、利用者の希望どおりにサービスを利用できない状況が散見される。</p> <p>【目的】 契約事業者の要件を見直し、利便性向上を図るもの。</p>				
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性				
<p>【根拠法令】 石巻市外出支援サービス事業実施要綱（平成 1 7 年告示第 4 0 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市総合計画基本計画 第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち 第 4 節 安心と誇りを持って住み続けられる高齢者福祉を充実する 2 生活支援を充実する</p>				
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）				
<p>【契約事業者数】 平成 2 8 年度 5 者 平成 2 9 年度 4 者 平成 3 0 年度～ 3 者</p>				
⑤ 主な内容				
<p>宮城県タクシー協会石巻支部に加盟していない個人経営の福祉タクシー事業者も利用できるよう、石巻市外出支援サービス事業実施要綱を以下のとおり改正する。 なお、契約に当たっては、東北運輸局宮城運輸支局から一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の経営に係る許可書が交付されていることを条件とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改 正</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>この要綱において「寝台車等」とは、社団法人宮城県タクシー協会石巻支部に加盟しているタクシー事業者及び市長が必要と認めたタクシー事業者（以下「タクシー事業者」という。）であって市が契約したものの寝台車、リフト付きタクシー及び患者等輸送限定軽自動車等をいう。</td> <td>この要綱において「寝台車等」とは、社団法人宮城県タクシー協会石巻支部に加盟しているタクシー事業者であって市が契約したものの寝台車、リフト付きタクシー及び患者等輸送限定軽自動車等をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	改 正	現 行	この要綱において「寝台車等」とは、社団法人宮城県タクシー協会石巻支部に加盟しているタクシー事業者及び市長が必要と認めたタクシー事業者（以下「タクシー事業者」という。）であって市が契約したものの寝台車、リフト付きタクシー及び患者等輸送限定軽自動車等をいう。	この要綱において「寝台車等」とは、社団法人宮城県タクシー協会石巻支部に加盟しているタクシー事業者であって市が契約したものの寝台車、リフト付きタクシー及び患者等輸送限定軽自動車等をいう。
改 正	現 行			
この要綱において「寝台車等」とは、社団法人宮城県タクシー協会石巻支部に加盟しているタクシー事業者及び市長が必要と認めたタクシー事業者（以下「タクシー事業者」という。）であって市が契約したものの寝台車、リフト付きタクシー及び患者等輸送限定軽自動車等をいう。	この要綱において「寝台車等」とは、社団法人宮城県タクシー協会石巻支部に加盟しているタクシー事業者であって市が契約したものの寝台車、リフト付きタクシー及び患者等輸送限定軽自動車等をいう。			
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）				
<p>【影響・効果】 高齢者の通院等における利便性向上が期待できる。</p>				

<p>⑦ 他自治体の政策との比較検討</p>
<p>各自治体で、同様の政策を実施しているが、契約事業者の要件は自治体毎に異なる。 ※参考 東松島市：社会福祉協議会のみ委託 女川町：宮城県タクシー協会石巻支部に加盟しているタクシー事業者（2者）</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和3年3月 石巻市外出支援サービス事業実施要綱の一部改正 （施行予定年月日：令和3年4月1日） 事業者及び地域包括支援センター（サービス受付窓口）に対し周知</p>
<p>⑨ その他</p>
<p>石巻市在宅障害者等社会参加促進助成券交付事業においては、既に、個人経営の福祉タクシー事業者を利用可能としている。</p>